中央労福協学習会

2021.1.18　報告　山本

労働者協同組合法の概要・特徴、成立の意義について

**～労働組合運動と協同組合運動の戦略的連携を見据えて～**

**はじめに**

（１）日本には「労働者協同組合」を名乗る組織と運動は存在するが、「労働者協同組合法」は存在しない。そのため、「全日自労」の中高年雇用・福祉事業団全国協議会を前身とする日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ）は、1998年、「労働者協同組合法」制定推進運動本部を立上げ、以来労働者協同組合法制定を目指して取り組んできた。

（２）経過

＊6月12日：田村、篠原、桝屋議員他全党全会派15名の衆議院議員が労働者協同組合

法案を衆議院に提出（賛同者53名）⇒継続審議で通常国会閉幕

＊11月18日、衆議院厚労委員会で趣旨説明、同20日質疑討論の後全会一致で可決⇒24日衆議院本会議全会一致で可決

＊12月3日、参議院厚労委員会で趣旨説明、質疑討論の後全会一致で可決⇒翌4日、参議院本会議全会一致で可決

＊12月11日労働者協同組合法公布（官報に告示）

（３）なぜ労働者協同組合法が必要なのか？/田村座長の与党政策責任者会議での説明

★「出資と労働が一体となった組織で、かつ地域課題を解決するための非営利の法人という形態は存在しない。NPO法人は出資が出来ず、企業組合法人は営利団体だ。従って新たな法制度が必要だ。」「現場を実際に見て思った。地域の問題を地域のみんなで解決していく時代。協同労働はこれからの時代に合った働き方で最良のモデルという思いを強くした。」

**１．法案策定過程の特徴と法案概要、留意すべきポイント**

**（１）画期的な法案策定の過程**・・・別紙参照

政府や政党発ではなく先行する事業と運動の求めに応えて法律が生み出された。この法律は桝屋議員、田村議員をはじめ法制化を一貫して担い推進してくれたＷＴ、議連の先生方が事業の現場に何度も足を運び、衆議院法制局や厚労省等の官僚の皆さんの誠実な実務的サポートを受けて、法制定を求める当事者である労協連やワーコレが全ての会議に参加し、逐条ごとに検討を重ねて練り上げて頂いた。

（付記）★1950年労働者信用組合として岡山・兵庫に労働金庫誕生

⇒1953年8月労働金庫法成立（継続審議1回、廃案2回、提案3回）

**（２）法案概要と労協連が求める労働者協同組合・協同労働の理念・原則・考え方**

・・・別紙ポンチ絵参照

1条※3つの原則を**「基本原理」**と位置づけ、これが各条文に反映されている。

　※「**持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」ことを究極的な目的と定め、組合の事業**

**にあたって、「地域性」を条文に反映。**

　※3条基本原理その他の基準及び運営の原則（非営利原則）

　※意見反映原則が組合の活動に反映されるよう、29条（定款）規定1項3号、12号、66条（総会への報告）1項に意見反映に係る方策と実施状況、その結果の報告義務など規定。

（参考）生活保護法第五条　「前四条に規定するところは、**この法律の基本原理**であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」　＊無差別平等、最低生活、保護の補足性等

**（３）労働者協同組合の組合員に労働者保護法制が全面的に適用されているか。**

チープレイバーを生み出すことに悪用されない制度設計となっているのか否か。

※1条基本原理、3条2項、20条1項・21条不利益取り扱い禁止、130条（労政審）、

附則33条（省設置法）

**（４）労協連の主張する働き方＝協同労働という考え方と労働者保護法制との関係**

１）歴史を振り返れば、人間らしい暮らしと働き方は長きに亘って一部の特権階級にのみ許されて当然とされてきた。産業革命勃興の地、英国では1799年に職工への団結禁止法が、1800年に一般団結禁止法が制定された。これに抗して無産者は筆舌に尽くせぬ犠牲を強いられながらも諸困難を乗り越えて1906年の労働争議法でストライキによる損害を資本家が請求できないという原則を勝ち取り、今日に至るまで、長きに亘る戦いの結果、労働者保護法制を獲得した。掴んで離してはならない歴史的快挙である。しかし、**労働者保護法制は使用従属性という法的枠組みの下に置かれている。この制約と限界を克服しより豊かにさせていくことこそ無産者運動＝労働運動が引き受けねばならない歴史的役割であろう**。

　２）近代民主主義社会における契約行為は「個人の自由意志」と「契約自由」を原則としているが労働契約においてはその原則を特例的に制限している。例えば労働基準法は、労働条件の最低基準を下回る契約の自由は禁止されている。また、契約は対等の個人と個人を原則としているが労働契約においては個人対組織=労働組合つまり使用者個人と労働組合組織との契約を認めている。その意味で、労働者保護法制は一般法に対する特別法の関係にある。そこでは労働者とは「使用従属性」を満たすことが不可欠要件とされている。

３）労働者保護法制は「個人の自由意志」と「契約自由」を原則とする既存の法体系に組み込まれている。法体系全体を直ちに変えることが可能であれば「使用・従属性」いわゆる労使関係を否定した上で労働者保護を確保した自由で主体的な働き方を法的に規定することもできよう。しかし、資本主義経済社会の根源的な変革抜きにして既存の法体系だけを変えることは不可能である。従って問題は次の様に立てられている。個別法たる労働者協同組合法を制定することは、現行法体系に組み込まれている労働法制度を踏まえ、実態として協働労働という求める働き方を可能ならしめる法的組み立てを創り出すことである。その概要は以下のとおりである。

**４）労働者協同組合法では「使用従属性=労使関係」の法的枠組みを基盤として規定**

「使用従属性」とは使用者には使用者権限＝「指揮・命令・監督権」が認められ、被用者たる労働者はそれに従って働く義務とその労働に対する対価として賃金を得る権利を有するものとされている。労働時間、最低賃金、労働保険等々の適用を受けるためには前記の法的枠組みを満たさねばならない。こうした法的制約を踏まえ、より自由で主体的な働き方、協働労働を可能とする質的発展が求められている。

労働者協同組合法においては労働者保護法制と労働者協同組運動が掲げてきた協働労働という働き方との関係を以下の3つの点で整理している。

①使用者が有する指揮・命令・監督権は、事業目的実現のために付与されている。従って何を目的として事業がなされているのかによって、指揮・命令・監督の内実は異なる。

最大利潤の追求を目的とした株式会社と、最大利潤の追求ではなく「地域における多様な需要に応じた事業を通じて持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること」を目的とする労働者協同組合の事業目的の根本的相違は峻別されねばならない。

②労働者協同組合法においては第1条で「組合員の意見を反映して事業を行なう」原則を構成要素とする基本原理を規定し、その具体的方法を定款に規定すること、さらに総会にその結果の報告を義務付け使用者・被用者双方に確実な履行を求めている。

　労働者協同組合の「使用者」には「指揮・命令・監督」権限を行使するにあたって、事業に従事している全ての組合員の意見を反映させることが基本原理として重く義務付けられている。株式会社の使用者にはそのような義務は課せられていない。

③使用者を選出する権利が誰に与えられているかの違いである。投票権が株式会社にあっては労働者ではなく株主にその保有株数に応じて与えられているのに対し、労働者協同組合では協同組合原則に則り、出資口数に関わらず組合員つまり働く当事者に一人一票が与えられている。

以上のことから、労働者協同組合法においては「組合員は事業の在り方を始め組合活動万般に意見反映する権利と使用者を自分たちで選出できる権利を有する労働者」である。　　　　　　**この法律は労働者保護法が不可欠要件とする「使用従属性」という法的枠組みを踏まえ、実態的にそれを超える主体的で人間的な働き方を可能とする新しい法的根拠を確立するものと言うことができる。労働者派遣事業を禁止している理由は、以上のことを重ねて根拠づけるものである。**

**＜付記＞**協同組合運動と労働組合運動が当面の個別利益のために手を繋ぐことは当然であるにもかかわらず、残念ながらそれさえも出来ていない現状。

持続可能性が脅かされている庶民の暮らしと地域社会を変えていくためには協同組合運動と労働組合運動が戦略的に連携していくことが求められている。しかし、労働組合関係者は協同組合運動に関心もリスペクトも低く、逆に協同組合関係者も労働組合運動に関心もリスペクトが低いのが現実。歴史を少し振り返れば、理論的にも実践的にも明らかなはずなのに。

労働者＝無産者であっても、人間らしい暮らしと働き方を求めてきた先人達の闘いの成果をしっかり受け継ぎ、従属的枠組みを実態的に食いつぶし発展させていくことこそ必要。

労働者協同組合法はその意味で画期的な一歩であり、広く活用されるよう取り組む必要がある。

**（参考）三層構造からなる労働者協同組合法**

|  |  |
| --- | --- |
| **3層** | **協　同　労　働　と　い　う　働　き　方** |
| **2層** | **持続可能な活力ある地域社会の実現に資する事業を推進する非営利の事業組織（協同組合）** |
| **1層** | **労 　働　 者 　保　 護 　法 　制** |

**★**協同組合7つの原則

第1原則/自発的で開かれた組合員制　第2原則/組合員による民主的管理　第3原則/組合員の経済的参加

第4原則/自治と自立　第5原則/教育、訓練および広報　第6原則/協同組合間協同　第7原則/コミュニティへの関与

**（５）労働者協同組合が行う事業領域はどのように規定されているか。**

労働者派遣事業は協同労働という働き方と基本的に相容れないことから禁止。

それ以外はすべて可能　※7条1項、2項

**（６）志ある者が誰でも簡易に設立し、実際的に運用しやすいものとなっているか。**

＊設立方式は認可主義ではなく、株式会社や労働組合のように準則主義（届け出制）となっているか。※22条～２8条

＊「組合員監査会」制度の導入※54条1項、56条4項1号～3号

**（７）法人格の移行措置はどのように規定されているか。**

労働者協同組合事業は根拠法が存在しないため既存のNPO法人、企業組合法人等を擬制的に活用している。法制定に伴って労働者協同組合法人へ移行することとなるが、その際事業継続が困難となる事態が惹起しかねない。※附則4条、21条23条24条

★見直し規定　附則32条

**２．労働者協同組合運動と未来的価値**

～私達はどういう時代を引き受けねばならないのか/人類史的転換とは～

**（１）法制化を可能とさせた二つの要因（啐啄同時）**

**＊第1の要因**

＝全国での粘り強い実践の蓄積と多くの支援、社会的共感の広がり

　　100万ピースのジグソーパズル＝全ての組合員の取組みと労福協、JCAはじめとした支援と

共感の広がり等々の総和（950を超える自治体決議）

**＊第2の要因**

＝劣化し持続可能性が脅かされている日本社会が「協同労働の協同組合」が目指す事業の目的、働き方、それを可能とする制度を必要としている。

＝「今だけ・金だけ・自分だけ/努力・根性・自己責任」では克服できない/分断から連帯へ

**（２）世界と日本が直面していること/人類史的転換＝近代民主主義国家・社会の危機**

＊コロナ・パンデミックと露呈したグローバル資本主義の機能不全・本質

＊頻発する「異常」気象・気候危機、2030年までが人類の分岐点/若者達の要求

＊BLM運動に象徴される人種差別を糾弾する反レイシズム運動の高揚

＊持続可能性を失う日本社会と民主主義の危機/5つの社会構造の激変(後掲資料参照）

**★「マクロン仏大統領とジョンソン英国首相――二人の象徴的な言葉」**

＊**ジョンソン首相の言**

自らのコロナ闘病体験を踏まえ、「**確かに社会なるものは存在するのです**」とのメッセージ（英紙「ガーディアン」３月２９日付）

1987年、英国首相マーガレット・サッチャー女史が、「社会なんてものは存在しない。あるのは個々の男たちと女たち、家族である」と公言し戦後イギリスの福祉国家体制を否定し、徹底した個人の「自己責任」を強調する市場原理主義、新自由主義政策の推進を高らかに謳いあげた。

**＊マクロン仏大統領のメッセ―ジ**

「人命を救うために世界中でこれほど大々的に経済活動をストップさせた前例はなく、コロナ・パンデミックを世界全体にとっての｢重大な人類学的衝撃｣と見なしている。国際社会の資本主義の構造にも大きな影響を与えると考えている。」世界の国々が「**利益よりも人を優先し」**、社会経済的な不平等や環境問題に取り組み始めることを願っている。わたしたちにもはや国境はないという感覚を持っていた。…… だが、特に近年、先進国で格差が開いた。こうしたグローバリゼーションが終わりに近付いていることは明らかで、それが民主主義をむしばんでいる｣（フィナンシャルタイムズ）

⇒人・モノ・カネ・情報が国境を越えて行き交うグローバル資本主義は、国民国家の国境で分断され世界は鎖国状態に置かれている。その本質が「資本」の増殖要求を体現したイデオロギーであった。

**★思想・価値観の転換は不可欠**

人類は地球という惑星に生きている生物たる人間の生存条件を崩壊させる力を持つに至り熱核戦争の危機とは異なる次元に突入⇒日常的な経済・社会活動の延長が生物としての人間の生存条件を破壊してしまう地点に置かれている。

⇒つまりこれまでの経済活動の在り方、社会制度は持続可能性を失っている。⇒これらの基盤に据えられ、依拠してきた思想・価値観、一人一人の生き方の見直しが不可欠。

**（３）「ポストモダニズム」の指摘と未来的価値**

★近代民主主義の思想的基盤＝普遍的価値として喧伝されてきた基本的人権が実は、専ら欧州中心主義であり、白人・健常者・異性愛者である男性のそれに限定。「人権と民主主義」は奴隷貿易、先住民族の大量虐殺、天然資源の奪取などによって支えられていた近代化の暗部を暴いた。「普遍的価値」としての人権は非欧州諸国を・無産者を支配することを正当化するイデオロギーに過ぎなかった。

★**ソーシャルインクルージョン≠「誰も排除されない、違いを認め合う、力を合わせる」**＊太田先生の激励＝未来的価値の創造、真に普遍的価値としての「命と人権」

＊検察庁法改正案・黒川処分と検察OBのアピール／「権力分立と法の下の平等」

**おわりに～分断から連帯へ、持続可能な地域社会を～つながり、寄り添い、支えあう**

＊働くこと、生活することの意味と価値/苦役としての労働観（＝市場から金で生活の

　　糧を得る）から豊かな労働観へ：専ら消費者ではなく生産と消費の主体へ

＊人の幸せ＝所有する貨幣量、消費能力⇒人と人の関係、働くことを通じた自己実現

　「人間の究極の幸せは四つです。人に愛されること、人に褒められること、人に必要とされること、そして人の役に立つことです。四つの幸せのうち、愛されること以外の三つは『働く』ことで得られる。だから障害がある人たちが働こうとするのは、幸せを求める人間としての証しなのです。

（「働き方改革の嘘」より）

**（１）法成立を受けて、今後の時系列的行程**

１）公布後、指針、政省令（厚生労働省対応）策定は施行の必要条件

公布の日から2年以内に施行、施工後3年間の移行措置

２）運動の枠組み・・・＜議連―全国的な市民運動―現場の事業所/地域社会＞

３）**政府・自治体行政への働きかけ/ポイントは3つ**

①法制度に対する理解⇒②住民への周知・広報⇒③必要なサポート

・・・徳島県議会、埼玉県議会質疑・答弁、北本市・桶川市の例…等々

**★全国知事会会長飯泉嘉門知事　徳島県後藤田副知事12月3日答弁**

「全国知事会としても法案に賛成するとともに法施行に十分な準備期間の確保を要請し法案に盛り込まれた。労働者協同組合は行政庁への届出のみで設立でき、創業機会の創出とともに、高齢化の進展による事業承継や訪問介護など、地域の実情に応じたさまざまな課題解決の有効な手段になるものと考えている。このため、国としっかりと連携し、県民や市町村、関係団体に対して、まずは制度の周知・啓発に努めるとともに、法に基づく組織化に関心を示す事業者や団体等にアドバイスを行なうなど、適宜相談に応じていく。」

**★埼玉県　大野元裕知事12月8日答弁**

「県として、新しい働き方となる労働者協同組合について、まずは、地域課題の解決に取り組む県民の皆様に説明会などを開催して、しっかり周知を図っていく。また、設立に関する相談に対応するほか、庁内横断的な会議を立ち上げるとともに、市町村向けに研修会も実施していく。・・・広島市のような先進事例についても情報収集し、今後の県の支援策について検討していく。・・・」

**（２）全ての活動に貫かれるべき軸/労協法が全国津々浦々で活用されるために**

「認知されること、広く知られること、活用されること」

⇒そのための具体的な人のつながり、学習会の開催、プラットフォーム、条例化、検討委の設置、推進議連の追求等々

**（３）必要な共助の改革と創造を基礎とした公助の再構築**

★市場原理主義と小さな政府論「官から民へ」のからくりと弊害

＝「官から市民社会へ」ではなく「官から株式会社へ」であった。

＝営利追及の対象としてはいけない領域がある=社会的共通資本、コモン

公共は官の独占物ではない。公共の真の担い手は本来市民、市民自治である。

当事者＝住民自治を基盤とした行政と地域社会の再構築、必要な働き方改革

――労働運動と協同組合運動のダイナミックな連携/持続可能な地域社会を

英国労働運動のナショナルセンターであるTUCは「労働運動とは労働組合運動、協同組合運動、女性解放運動、労働党運動の4つの柱からなり、これらが有機的に連携した社会運動として展開されるとき社会を変える力を発揮できる」としている。我が国においても然りである。労働運動の歴史は、労働運動が社会的代表性を発揮し政治的・社会的影響力を行使するためには生産の場=職場と生活の場＝地域社会での運動を車の両輪として展開することが不可欠であることを物語っている。

**以上**

**＜参考資料１＞**

★2015年パリ協定・IPCC「1.5℃特別報告書」2030年までにCO₂排出半減/世界25国1200自治体が気候非常宣言/危機感の無い日本、報道されない世界各都市のグリーンニューディール政策

★＜グローバルな気候崩壊の連鎖＞地球の温暖化⇒北極の氷の融解⇒氷の減少により太陽光線が反射されず吸収され海水温の上昇・海水の二酸化炭素吸収量減少し大気中に放散、温暖化の加速⇒北極圏の永久凍土が融け内部に閉じ込められていた1兆8000億トンの二酸化炭素（現在大気中のco2の2倍以上）やメタンガス（温室効果は34倍）が放出。

＜自然保護基金の調査＞40年間で脊椎動物半分以上が絶滅。飛翔昆虫数25年間で75％減少。

**★＜気候変動による様々な影響＞**

　殺人熱波、飢餓、水没する世界、史上最悪の山火事、水不足の脅威、死にゆく海（水温上昇と酸性化によって世界のサンゴの90％が脅威にさらされる/海洋生物の4分の1が依存）

**＜参考資料２＞直視すべき日本社会の問題―-5つの社会的基盤・構造の激変**

**①雇用・就労形態の変化と劣化による格差と貧困の拡大・固定化/富の分配の歪み**

※「労働者保護法制」からはじき出される労働者：デジタルプラットホーマーの増大

**②持続可能性を脅かす人口減少/少子化/高齢化/生産年齢人口の減少**

★国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば2010年～2060年で、**生産年齢人口は世界第5位のＧＤＰを誇る英国の全就業人口とほぼ同数、ＧＤＰ第10位のカナダの総人口を上回る3264万人減少**。

2025年ショック国民の3人に1人が65歳以上、5人に一人が75歳以上

**③家族・世帯類型の変化**/生涯非婚者が3割を占め、独居、三世代同居によって担われてきた家族機能は低下、これまで家族が担ってきた役割を新たな社会的協同事業として引き受ける必要あり。

**④長寿社会の到来（人生100年時代・健康寿命と生物的寿命）**

＜誕生・教育―就労―リタイア＞人生3ステージを前提とした制度機能不全。

①と絡んで生涯就労社会へ移行/平均寿命と健康寿命の差は「日常生活に制限のある不健康な期間」とされ、2016 年は男性が 8.84 年、女性が 12.35 年。

**⑤1300兆円を超える国地方の累積債務**

**※グローバリズムの進行と政府のガバナビリティーの低下と科学技術の革命的進展**

(インターネット・AI、バイオテクノロジー・遺伝子工学/生命科学＝既存の生命観崩壊、ナノテクノロジー、航空宇宙産業)